

令和3年7月21日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和3年7月21日（水曜日）午後1時36分～午後1時57分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 市税及び国民健康保険税等の収納状況について

○出席委員

委員長	大矢保	委員	木下靖
副委員長	山崎翔一	委員	藤田誠
委員	軽米智雅子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	渋谷勲
委員	秋村光男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	館山新	監査委員事務局長	太田綾子
総務部理事	成田智	総務部次長	佐藤秀彦
企画部長	織田知裕	総務部参事	三上智幸
企画部理事	佐々木淳	税務部次長	工藤哲也
税務部長	川村敬貴	総務課長	竹内巧
浪岡振興部長	三浦大延	納税支援課長	松本和久
会計管理者	柿崎哲男	関係課長等	
選挙管理委員会事務局長	山谷直大		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木村結衣	議事調査課主事	柿崎良輔
議事調査課主事	笹田貴子		

○大矢保委員長 それでは、皆さんそろいましたから、ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

欠席及び遅刻はありません。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「市税及び国民健康保険税等の収納状況について」、税務部長より報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和2年度の市税及び国民健康保険税等の収納状況について御報告いたします。

まず、資料1の表、右側の上段の収納率を御覧ください。

令和2年度の市税全体の収納率は93.95%と、前年度と比較して0.22ポイントの減となっております。その内訳として、現年課税分が98.44%、前年度と比較して0.41ポイントの減、滞納繰越分が16.32%、前年度と比較して2.47ポイントの増となっております。

次に、令和2年度の国民健康保険税全体の収納率であります。63.82%と、前年度と比較して1.42ポイントの増となっております。その内訳として、現年課税分が90.88%、前年度と比較して0.56ポイントの増、滞納繰越分が15.01%、前年度と比較して2.61ポイントの増となっております。

また、令和2年度の後期高齢者医療保険料全体の収納率は98.69%と、前年度と比較して0.30ポイントの増となっております。その内訳としては、現年課税分が99.56%、前年度と比較して0.14ポイントの増、滞納繰越分が36.02%、前年度と比較して0.59ポイントの増となっております。

最後に、令和2年度の介護保険料全体の収納率は97.36%と、前年度と比較して0.47ポイントの増となっております。その内訳は、現年課税分が99.28%で、前年度と比較して0.15ポイントの増、滞納繰越分が21.61%で、前年度と比較して3.58ポイントの増となっているところであります。

続きまして、下段の表を御覧ください。

令和2年度の収入未済額につきましては、市税全体では20億502万6千円と、前年度の19億5503万円に対し4999万6千円の増となっております。

また、国民健康保険税では25億6902万2千円と、前年度の28億1606万7千円に対し2億4704万5千円の減となっております。

次に、後期高齢者医療保険料では3171万1千円と、前年度の3396万1千円に対し225万円の減となっております。

最後に、介護保険料では1億1994万円と、前年度の1億5168万4千円に対し、3174万4千円の減となっているところであります。

市税全体において、収納率が低下し、収入未済額が増加した主な理由は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特例措置として徴収猶予を行ったことによるものであります。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料にお

いて、収納率が向上し、収入未済額が減少した主な理由は、特例措置としての減免を行ったことによるものであります。

続きまして、資料2の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における市税等の特例措置に係る対応状況を御覧ください。

特例措置の1つ目、徴収猶予につきましては、適用期間を令和2年2月1日から令和3年2月1日に限定し、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の1か月以上の期間において、事業等に係る収入が前年同期と比べ概ね20%以上減少し、一時に納付が困難と認められる場合に、延滞金の加算なしで、各納期限から徴収を1年間に限り猶予することができるものとされたものであり、令和2年度の適用状況は、市県民税で125件、金額として6588万5千円、固定資産税で128件、金額として2億4048万6千円、入湯税で2件、894万円、国民健康保険税で57件、603万8千円、合計で312件、金額として3億2134万9千円となったところであります。

特例措置の2つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、前年の合計所得額に応じて国民健康保険等の保険料の全額から10分の2を減免するものであり、令和2年度の適用状況では、国民健康保険税で509件、金額として9425万8千円、後期高齢者医療保険料で26件、223万8千円、介護保険料で137件、これは821万9千円、合計で672件、計1億471万5千円となったところであります。

令和3年度は、これらのうち国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料、介護保険料のコロナ減免の特例制度は継続されるところでありますが、徴収猶予の特例制度については、現時点で国からの通知がないことから、納付困難な状況がまだ続いている方には、通常の税の猶予制度である換価の猶予による分割納付を適用するなどの対応を行っているところであります。

また、参考といたしまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における令和3年度の固定資産税の課税に係る軽減措置の適用状況を、資料下方の表にお示しております。

令和3年度は、3年に一度の土地及び家屋の評価替えの年となっております、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度に限り、地価の上昇した土地について前年度の税額に据え置く措置を講じており、その状況は、表の一番下の①【土地】負担調整措置に記載しておりますが、8078件、金額で978万5千円の軽減となっているところであります。

また、同じ表で、②につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が一定程度減少した中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を、令和3年度に限り2分の1またはゼロとする軽減措置の状況でありまして、件数で618件、金額として4億2079万8千円の軽減を行っているところであります。

市税等は、本市の貴重な自主財源でありますことから、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、猶予や減免の制度を適切に運用するなど、納税者個々の実情に十分配慮しつつ、市税等の安定確保に努めてまいります。

報告は以上です。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑ありますか。木下委員。

○木下靖委員 ちょっと聞き逃したかもしれないんですけども、確認します。資料1の固定資産税で、収入未済額が3億4千万円何がしということで、収納率が対前年比0.85%の減となっているんですが、これの主な理由というのは分かるんですけど。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 市税の収納率が下がったところ、収入未済額が増えたところというのは、ほぼ全て徴収の猶予に係るものであります。徴収猶予をすると、減免するわけではありませので、調定額は落ちないで、分母はそのまま残ります。それで、その徴収猶予をした分については1年間徴収できませんので、収納率が下がるというようなことになっております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 はい、よく分かります。

それでは、この徴収猶予に係らない、一般論としての固定資産税の場合、徴収猶予をしなくても収入未済額というのは出てきますよね。それで、どうなのでしょう、固定資産税の場合は、不納欠損処理というものはあるものですか。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 まず、差押え等を行って、それを換価できるかどうかという判断になりますけれども、基本的に、固定資産税は財産に賦課する税目でありますので、土地や家屋等を差押えすることによって、賦課した税額は、まずは一時的に確保ということになりますけれども、その土地や家屋が例えば山林であるとか、原野であるとか、境界がはっきりしていなくてなかなか換価が難しいというような場合などについては、不納欠損処理する場合があります。

固定資産税については、令和2年度では、件数として6817件。税額で1億4200、530万円ほど。これを不納欠損処理しております。

〔木下靖委員「1億4200……」と呼ぶ〕

○川村敬貴税務部長 1億4200、530万円ほど。

〔木下靖委員「いや、百の単位が2つあるんだけど」と呼ぶ〕

○川村敬貴税務部長 1億4253万円ほど。失礼しました。

〔木下靖委員「それが、不納欠損」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 いいですか。木下委員。

○木下靖委員 そうすれば、今のお話ですと、換価できない場合ということなんです、それは、例えば、差し押さえても現金化できないという意味で取っていいん

ですか。

○大矢保委員長 はい、税務部長。

○川村敬貴税務部長 1番多い理由は、土地・家屋はあるんですけども、生活困窮、いわゆる生活保護受給者とか収入や財産が極めて少ない方、生活していくのにようやくという方。こういった方であれば、不納欠損処理をする場合もあります。

今ここで生活している土地・家屋、それを追い出してまで換価するということは生活を破壊してしまいますので、なかなかできませんので、生活困窮者ということになると、生活保護を受給したりすることによって、それまでの滞納している分については不納欠損処理するということが1番多い理由かと思っています。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 それってあれなんですよ、要は、土地・家屋を所有していても生活保護は受けられるし、例えばその方が亡くなったとしても、その土地・家屋の所有権はそのまま残っているという話なので、それを市が没収するとかそういう話ではないという、そういう制度なわけなんですよ。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 土地・家屋をお持ちでありながら、その固定資産税を納付できないという方、生活困窮している方の相続人は、往々にして、財産の放棄という方法を選びます。相続してしまうと、プラスの部分の相続だけじゃなくて、マイナスも相続することになりますから、滞納があれば、その滞納分も相続者が納付しなければならぬということになりますので、土地や家屋が多少あったところで、滞納税額が大きい場合は、お子さん方は、家裁に申し立てて相続の放棄をするというふうなケースも多々あります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 今の説明だと、例えば、固定資産税に物すごい滞納があつて亡くなったと。でも、その土地・家屋を仮に売却したとしても、そちらの額はすごい小さくて、滞納額には追いつかないと。そういった場合、それを市が没収というか取ったとしてもマイナスになってしまうので、その分を不納欠損処理するという考えでいいんですか。

○大矢保委員長 税務部長

○川村敬貴税務部長 青森中心部の土地ですとか建物であれば、それなりの価値はありますけれども、家屋というのは、毎年減価償却していつて何十年か後にはその価値がなくなってしまうようなものでして、しかも、土地は郊外に行けば行くほど価格というか価値が下がってしまいますから、そんなにそんなに——昔はそれなりの、新しいうちを建てた頃はそれなりの税額であったものが、だんだん税金の額が低くなっていつて、土地は、家屋を壊したとしてもなかなか買手もないような、そういう土地というのはたくさんあります。特に、市街化調整区域ですとか、そういったところは、新しく住居を建てることもできないということにもなりますので、

そう簡単に売買できるようなものでないものもたくさんあるということは、申し上げておきたいと思います。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 ですので、さっき言ったような話ですよ。固定資産税の滞納額には全然満たないような価値しかない土地・家屋があった場合には、当然、ぶっちゃけた話、マイナスになってしまうということですよ。

[川村敬貴税務部長「はい」と呼ぶ]

○大矢保委員長 次に、万徳委員。

○万徳なお子委員 資料1の数字で1番大きいなと思ったのが、収納率が落ちたのが、入湯税。気になったんですが、ここは、やはりコロナの影響なのか。あと、件数などが分かったら教えていただきたいというのが。じゃあ、まず、それ1つ。

○大矢保委員長 税部部長。

○川村敬貴税務部長 通常、入湯税は、温泉に入るお客さんからいただいて、業者さんがそれを納めるというものなので、猶予の対象には通常はならないんですけれども、今回のコロナ対応にあっては、総務省から、基本的に全ての地方税について徴収の猶予の対象にしないということでありまして、この入湯税の徴収の猶予を受けている業者さんは、お名前は明かすことはできませんけれども、温泉旅館を営んでいる業者さん2件の分であります。

○大矢保委員長 よろしいですか。ほかにありますか。万徳委員。

○万徳なお子委員 資料2の1番下の、参考で示していただいた、令和3年度における軽減状況②の償却資産・事業用家屋軽減という制度について教えていただきたいんですが。これは、もう締め切ったんですか。あと、その一定程度というのは、具体的にはどういう——売上げ減少なのか。お願いします。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和2年度の、対象としては、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の間に、その売上高が前年同期に比べて、例えば30%以上50%未満減少している中小企業者等については、令和3年度の事業の用に供している建物、償却資産について、2分の1を減免してもいいですよという制度であります。

その期間に、売上高等が50%以上——半分以下になってしまったというような事業者さんについては、全額免除してもいいですよというものでありまして、これは、その収入の状況等を税理士さんなどがしっかりと確認いただいて、具体的な申請書に税理士さんの判こをついてもらうとかしていただいて、確かに収入が減ってますよという証明をしていただいたものについて、今年1月4日から2月1日までの期間に申請してくださいというふうな対応であります。

ただ、じゃあ申請期間過ぎてしまったものについては、もう門前払いなのかというところでもありますけれども、それは、様々な事情がありまして、例えば経理の方

が入院してしまっていて手続できないんだというような事業者さんも中にはいらっしゃるるので、そういうやむを得ない事情がある事業者さんについては、遡って制度を適用するという事も認められておまして、そういう遡りで認めている件数は2件、これまであります。

以上でございます。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

ほかに理事者から報告事項等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないですね。また、委員の皆さんから御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 以上をもって、本日の協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(会 議 終 了)